

国内経済要録

◇外貨預金等についての準備預金制度の準備率の変更

日本銀行は、1月13日、外貨預金等の残高についての準備預金制度の準備率を次のとおり変更し、2月1日より実施する旨決定した。

適用対象債務のうち外貨預金等の残高についての準備率

(1) 非居住者外貨債務についての準備率

100分の0.25(据置)

(2) 居住者外貨預金についての準備率

イ. 定期性預金についての準備率

100分の0.5 (100分の0.25引上げ)

ロ. その他の預金についての準備率

100分の1.25(100分の1.0引上げ)

◇財政の中期展望(55～59年度)

政府は、1月30日、国の一般会計について56年度予算

財政の中期展望(55～59年度)年度別内訳

(単位・億円)

		55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	
経常部	歳入	社会保障移転支出	98,054	106,006	114,500	121,800	129,600
		その他	188,896	209,433	230,500	252,100	276,300
		地方交付税	65,452	80,835	93,300	107,500	123,900
		その他	123,444	128,598	137,200	144,600	152,400
	歳出	予備枠	—	—	7,700	17,000	28,300
		小計	286,950	315,439	352,700	390,900	434,200
		国債費	52,669	66,213	77,800	87,500	95,200
	計	339,619	381,652	430,500	478,400	529,400	
	歳入	税収	246,564	305,282	351,600	402,600	460,900
		税外・その他	18,523	21,973	23,000	24,700	26,600
		特例公債	74,850	54,850	36,500	18,200	0
		投資部門充当	△ 318	△ 453	△ 400	△ 400	△ 400
		計	339,619	381,652	410,700	445,100	487,100
	要調整額(歳出—歳入)		—	—	19,800	33,300	42,300
投資部	歳出	公共投資	76,987	76,580	83,900	92,000	100,800
		個別推計額	76,987	76,580	81,700	86,800	91,800
		公共投資調整枠	—	—	2,200	5,200	9,000
	その他	9,282	9,649	10,900	12,200	13,700	
	計	86,269	86,229	94,800	104,200	114,500	
	歳入	税収	17,546	17,558	18,300	19,200	20,100
		税外・その他	873	821	700	800	800
		四条公債	67,850	67,850	67,900	67,900	67,900
		計	86,269	86,229	86,900	87,900	88,800
	要調整額(歳出—歳入)		—	—	7,900	16,300	25,700

歳	出	計	425,888	467,881	525,300	582,600	643,900	
歳	入	計	425,888	467,881	497,600	533,000	575,900	
要	調	整	計	—	—	27,700	49,600	68,000

案における制度、施策を前提とし、その運営方針に変更がない等の一定の仮定の下で、後年度の負担額がどのような姿になるかを表わした「財政の中期展望(昭和55年度～昭和59年度)」を国会に提出した。本試案は、これまでの財政収支試算と異なり、歳出と歳入の差額を「要調整額」(歳出削減か増税で調整されるべきもの)として計上している点が特徴。その計数は別表のとおり。

◇昭和56年度地方財政計画

政府は、2月3日、昭和56年度の「地方財政計画」を閣議了承した。同計画の概要は以下のとおり。

1. 現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、法人税率の引上げに伴い住民税法人税割の税率を調整するとともに、住民税法人均等割の税率適用区分の基準を改め、個人の事業税の課税対象範囲を拡大し、不動産取得税の税率を引上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を行う一方、低所得者層について昭和56年度に限り住民税所得割の非課税措置を講ずる等地方税源の充実と地方税負担の適正合理化を図るための措置を講ずる。

2. 地方財源の不足に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、次の措置を講ずる。

(1) 昭和56年度の地方財源不足見込額1兆300億円については、次により完全に補てんするものとする。

イ. 地方交付税を3,400億円増額する。この増額は、一般会計から交付税および譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)への1,300億円の臨時地方特例交付金の繰入れ、昭和50年度、昭和51年度および昭和52年度における交付税特別会計の資金運用部資金からの借入金の償還方法の変更、交付税特別会計における資金運用部資金からの1,320億円の借入等により行う。

なお、1,320億円の借入金のうち1,130億円については、昭和51年度から昭和55年度までの間における地方債発行による地方負担を軽減するための臨時地方特例交付金1,130億円を昭和56年度において国の予算に計上しないこととした事情にかんがみ、その全額に相当する額をその償還に際し国が負担することとし、1,320億円から1,130億円を控除した額については、その2分の1に相当する額をその償還に際し国が負担することとする。

ロ. 建設地方債(財源対策債)を6,900億円発行する。
(2) 地方債の所要額の確保等のため、次の措置を講ずる。

イ. 地方債計画の規模を6兆9,303億円とする。

ロ. 地方債資金の円滑な調達等に資するため、政府資金および公営企業金融公庫資金の増額を図る。

ハ. 一般市町村に係る財源対策債については、原則として全額政府資金を充当するとともに、地方負担の軽減に資するため、地方債計画総額の60%に相当する額と政府資金の額との差額について、民間資金と政府資金との金利差分を一般会計から交付税特別会計へ繰入れる措置を講ずる。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金および施設等所在市町村調整交付金を増額する。

(4) 使用料・手数料等の適正化を図る。

3. 抑制的基調の下においても、地域住民の福祉の充実、住民生活に直結した社会資本の計画的整備および住民生活の安全の確保等を図るため、次の点に重点をおいて財源の配分を行う。

(1) 投資的経費については、住民生活に身近な生活関連施設等の計画的な整備の推進を図るとともに、新広域市町村圏計画等に基づく地域の総合的整備事業の一層の推進を図る。

(2) 福祉施策の充実および教育振興対策の推進を図る。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域に対する財政措置を引続き充実するとともに、人口急増地域対策の改善を図る。

4. 下水道、病院、交通事業等の公営企業に対し、負担区分に基づき一般会計から所要の繰出しを行う。

5. 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 国庫補助負担金について、補助面積基準の引上げ、補助単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。

(2) 定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。

(3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、必要な資金をあらかじめ留保する。

(4) 地方財政計画における歳出の算定内容について、所要の是正を図る。

昭和56年度地方財政計画

(単位・億円、%)

		56年度	55年度計画比	
			増減(Δ)額	増減(−)率
歳入	地方税	170,876	20,178	13.4
	地方譲与税	4,485	9	0.2
	地方交付税	87,166	6,391	7.9
	国庫支出金	106,865	2,434	2.3
	地方債	42,700	△ 1,576	− 3.6
	その他とも計	445,509	29,083	7.0
歳出	給与関係経費	125,695	7,726	6.5
	一般行政経費	96,965	6,202	6.8
	公債費	36,986	6,220	20.2
	維持補修費	5,882	361	6.5
	投資的経費	165,359	6,106	3.8
	うち補助	86,524	233	0.3
	単独	78,835	5,873	8.0
	公営企業繰出金	9,122	968	11.9
	その他とも計	445,509	29,083	7.0

◇日本証券業協会、割引国債の店頭気配公表を決定

1. 日本証券業協会は、1月21日、業界内部で作成していた割引国債の店頭気配(これまで対外非公表の扱い)を2月5日より公表を開始する旨決定した。具体的な内容等は次のとおり。

採用銘柄は割引国債7銘柄(3、5、7、9、11、14、18回債)とし、気配は仲値(およびレート)1本、発表日は毎週木曜日(週1回の発表)とする。

なお、これまで毎週木曜日に発表されている「店頭標準気配」とは別に「割引国債店頭気配」として発表。

2. 今次措置につき同協会では、「割引国債は発行残高が1兆円を超え、売買高も増加している状況下、何らかのかたちで取引価格を公示することが市場の要請となってきた。今次措置はこうした要請に対応したもの」と説明。

◇56年度石油消費節減対策について

政府は、1月23日、総合エネルギー対策推進閣僚会議

を開き、56年度の石油消費節減目標を55年度の目標2,000万klに500万klを上積みした2,500万klとすることを決定した。なお、上記目標達成のための主な具体策は次のとおり。

1. 民生分野に関する措置

(1) 官公庁および事務所ビル等企業の事務・管理部門ならびに百貨店、スーパー等小売店舗、ホテル、旅館、映画館その他の興行場、風俗営業、料理飲食店業等の商業・サービス業部門ならびに一般家庭においては、冬季の暖房中の室内の温度を18℃以上としないこと、夏季の冷房では支障のない限りおおむね28℃とすること、および業務に支障のない限り冷・暖房時間を例年に比べてできるだけ短縮することなどにより、エネルギーの消費節約に努める。

(2) 事務所等および一般家庭において、ソーラ・システム、太陽熱利用温水器、ガス冷房の利用など石油代替エネルギーの導入に努める。

2. 輸送分野における節減措置

(1) 事務所等においては、相乗りの実施、週1日程度の送迎停止等により社(官)用車の運行を20%程度削減するように努める。

(2) 一般家庭においては、鉄道、バス等の大量輸送機関の利用などにより、マイカー通勤・通学、買物等ができる限り自粛する。

3. 生産分野における節減措置

(1) 各事業者はエネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、燃料の燃焼の合理化、廃熱の回収利用、電気損失防止等の合理化対策を確実に実施するよう努める。

(2) 各事業者は、石油代替エネルギーの開発および導入の促進に関する法律に基づく石油代替エネルギーの導入指針を踏まえて、電気事業においては原子力、石炭等への燃料転換、セメント工業その他の産業においては石炭等への燃料転換に努める。

(3) 各事業者は、エネルギー対策促進税制の積極的活用等により、省エネルギー型生産設備、石油からの燃料転換関連設備等の設備投資に努める。